

開 発 0 6 2 9 第 2 号
令 和 4 年 6 月 2 9 日

経営者団体の長 殿
労働組合の長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

職場における学び・学び直し促進ガイドラインの周知依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

デジタルトランスフォーメーション（DX）の加速化など、企業・労働者を取り巻く環境が急速かつ広範に変化し、労働者の職業人生の長期化も同時に進行する中で、労働者の学び・学び直しの必要性が益々高まっています。変化の時代においては、労働者の「自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直し」が重要であり、学び・学び直しにおける「労使の協働」が必要となります。

昨年12月の労働政策審議会建議「関係者の協働による「学びの好循環」の実現に向けて（人材開発分科会報告）について」を踏まえ、労働政策審議会人材開発分科会において議論を重ねてきた結果、本日、厚生労働省において、「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」（別添1、2）を策定しました。

本ガイドラインでは、職場における人材開発（「人への投資」）の抜本的な強化を図るため、基本的な考え方や、労使が取り組むべき事項、公的な支援策等を体系的に示しています。

つきましては、かかる趣旨を御理解いただき、傘下団体及び傘下企業の皆様に対する周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（別添1）職場における学び・学び直し促進ガイドライン

（別添2）職場における学び・学び直し促進ガイドライン 別冊

（参考資料）職場における学び・学び直し促進ガイドライン（概要）